

第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の策定について

平成24年3月に策定した「第3期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）を見直し、長岡市総合計画、長岡市高齢者保健福祉計画等との整合性を図りながら、平成26年度中に第4期計画（平成27年度～平成29年度）を策定する。

1 策定の方法

前期計画と同様に「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」と「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定する。

2 第4期計画の性格等

種類	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画
名称	長岡市障害者基本計画	長岡市障害福祉計画
根拠	障害者基本法 (平成19年4月から計画策定義務化)	障害者総合支援法 (平成25年4月一部施行・平成26年4月完全施行、平成19年4月から計画策定義務化)
期間	平成27～29年度	平成27～29年度
内容	障害者のための施策に関する基本的な計画	・障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保 ・各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保のための方策等
議会への報告	必要	不要（障害者計画と統合して策定した場合は報告が必要）
県への意見聴取	不要	必要

3 第3期計画からの主な変更点

(1) 子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行うとともに、今年度策定する子ども・子育て支援事業計画との調和が図れるよう、内容の充実を図る。

(2) 地域生活支援拠点の整備

平成29年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を、各市町村又は障害福祉圏域に少なくとも1つ整備することを成果目標として設定する。拠点等の整備に当たっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討する。